

保険給付による福祉用具 同一品目複数貸与・購入の取り扱いについて

令和7年2月
大和高田市保健部介護保険課

大和高田市では、介護保険給付適正化の観点から福祉用具の同一品目の複数貸与(同一品目の貸与と購入も含む)については原則認めていません。しかしながら、利用者の状況等においてやむを得ない場合は、事前確認の届け出を行っていただくことで、検討し複数貸与等を認める場合があります。

●届け出対象となる品目

車いす、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器

●届け出不要の品目

手すり、スロープ、サイドレール

●提出書類

- ・福祉用具 同一品目複数貸与・購入届出書
- ・居宅サービス計画書第1・2表写し(第1表については交付し署名のあるもの)
- ・サービス担当者会議の要点(第4表)写し
- ・サービス利用票(第6表)と別表(第7表)写し(重複する福祉用具をいれたもの)
- ・福祉用具それぞれのカタログ写し
- ・福祉用具のモニタリングシート(2回目以降の届け出時)

●提出先

大和高田市介護保険課……………要介護1から要介護5

大和高田市地域包括ケア推進課……………要支援1・要支援2

●結果通知

提出書類の受付後、内容を検討し担当者に連絡いたします。

●留意事項

- ・遡って承認することはできませんので、必ずサービス利用開始までに届出書等を提出してください。
- ・同一品目について、保険給付で貸与と購入を行う場合もこの届出書の提出が必要です。
- ・手すり、スロープ、サイドレールについては複数貸与が想定されるため、届出書の提出は必要ありませんが、身体拘束等に留意し利用者の日常生活範囲において必要な場合に、適切なアセスメントにより貸与、購入の判断をしてください。
- ・福祉用具については届け出対象の品目に限らず、定期的に抽出してケアプラン点検を実施したり、必要に応じて現地調査を実施する場合があります。
- ・福祉用具貸与、購入は居宅サービスであり、その居宅において使用することが原則です。(デイサービス先のみで使用する場合等は保険対象となりません。)
- ・特殊寝台、床ずれ防止用具及び体位変換器、移動用リフト、自動排泄処理装置については、通常複数貸与は想定されません。
- ・算定が妥当と判断された場合は継続的にモニタリングし、更新または区分変更認定を受けたときに、再度書類を提出してください。

<問い合わせ先>

大和高田市保健部介護保険課

TEL 0745-22-1101